## 蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金交付要綱及び実施要領に基づく報告

令和6年9月末現在

## 1. 基金の概要

基金(事業)の名称	国内投資促進基金(蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業)	
法人名	一般社団法人環境パートナーシップ会議	
基金額(国庫補助金相当額)	101, 500百万円(101, 500百万円)	
基金事業の目的	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金は、2050年カーボンニュートラル実現に向けた自動車の電動化や再生可能エネルギーの普及拡大の鍵となる蓄電池について、蓄電池・材料・部材の国内生産基盤やリサイクル拠点を確保し、こうした生産基盤等を活かした研究開発を強化するため、国内で大規模に先端的な蓄電池・材料・部材の生産技術・リサイクル技術を導入しようとする場合に、一般社団法人環境パートナーシップ会議が、サブライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金(令和2年度第1次補正予算分)の交付を受けて造成した国内投資促進基金に積み増しを行い、当該基金を活用して、その経費の一部を補助することで、我が国における蓄電池のサプライチェーンの強靭化を図ることを目的とする。	
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を 行っている場合は、その概要)	先端的な蓄電池・材料等の生産技術、リサイクル技術を用いた大規模製造拠点を国内に立地する事業者に対し、そのために必要となる建物・設備への投資及び生産技術等に関する研究開発に要する費用を補助するものである。設備投資に対する補助上限額を150億円とし、補助率は、150億円までの設備投資は1/3とし、150億円を超える部分は1/4とする。研究開発投資は、補助率を1/2とし、補助上限額は、設備投資に対する補助額との合計が設備投資に係る補助対象設備の1/2を超えない範囲とする。	
基金事業を終了する時期	【基金事業の終了予定時期】 令和9年度末 蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金実施要領の第2の6.(1) により、「基金設置法人が基金管理を行う期間は、導入等事業が終了し、第4の5(6)に定める報告に係る業 務が終了するまでとする。基金設置法人は、基金管理終了後において導入等事業で補助事業者が取得した財 産等の処分に係る手続を行わなければならない。」と規定しており、令和14年度に終了予定だったが、行政改 革推進会議において決定された政府の横断的な方針(支出が管理費のみとなっている基金事業については廃 止)を踏まえて見直し、令和9年度末とする。 【導入等補助金の交付申請の受付を終了する時期】 令和4年度末	
次回の見直し時期	9月末及び3月末	
基金事業の目標	2050年カーボンニュートラル実現に向けた自動車の電動化や再生可能エネルギーの普及拡大を目指す為の蓄電池について、蓄電池・材料・部材の国内生産基盤やリサイクル拠点を確保し、こうした生産基盤等を生かした研究開発を強化することで、国内における蓄電池のサプライチェーンを強靭化することを目標とする。	

## 2. 見直し結果

項目		講ずる措置	
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20 年12月24日行政改革推進本部決定に おける措置内容等(※2))		今後とも「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」等に適合するよう見直しを実施	
目標達成の評価		-	
基金の保有割合		1.00	
	基金の保有割合の算出	保有割合=(①98,552,518,250円-②1,115,142,279円)÷(③97,437,375,9 ①直近年度末の基金残高 ②当年度(令和6年度)の国庫返納額 ③令和6年度以降の事業費・管理費所要見込み額	71円)=1.00
使用見込みの低い基金等の取扱いの検 討結果		使用見込みの低い基金等の該当の有無	有・無
		[有の場合]該当する理由:『補助金等の交付により造成した基金等に関す 3. (4)アに該当する。	る基準』(H18年8月15日 閣議決定)
その他 -			

## 3. 運用方法

科目		当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金		資金の安全性と資金管理の透明性が確保されるため。	98,553
短期·長期信託		-	-
有価証券			
	国債	-	-
	政保債、地方債	-	-
	その他社債等	-	-

4. 執行状況 (単位:百万円)

			令和5年度	令和6年度見込み
	国費		0	0
	国費以外	出資等	0	0
		運用収入	1	10
収入		その他(基金への返納)	0	0
	前年度繰り越し		101,480	98,553
	(マイナス)返納額		2,385	1,115
	合計(a)		99,096	97,448
事	事業費(交付額)		221	30,808
支 業 出 費	管理費(※支出先は当法人及び事務局)		323	323
等	合計(b)		543	31,132
基金残高(a-b)		98,553	66,316	
出資残高		0	0	
貸付残高			0	0
債務保証残高		0	0	

<交付額等> (単位:百万円)

32(1) 100 (1)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付決定件数	0	15	5
交付決定額	0	84,131	12,659

<sup>※1「</sup>見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融资等業務をいる。

号に該当する融資等業務をいう。 ※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」 (平成20年12月24日 行政改革推進本部)